

入居資格（二人世帯向シルバーピア）

申込みできる方は、申込書配布期間に、次の 1～6 のすべてにあてはまる方です。

1 申込者が 65 歳以上であること

2 申込者が東京都内に引き続き 3 年以上居住していること

- (1) 申込者本人が東京都内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに、申込書配布期間から審査日まで継続して、次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 「永住者（特別永住者を含む）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - イ ア以外の場合は、申込書配布期間において在留実績が継続して 1 年以上あること。

3 65 歳以上の同居親族がいること

申込書配布期間に、一緒に住んでいる 65 歳以上の親族と申込みことが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね 60 歳以上とします。（外国人の同居親族については中長期在留者で、申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。）

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込み場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 申込者と婚約している方で入居手続きのときまでに入籍できること。
 - イ 申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方
 - ウ 単身で居住している方、または誰からも扶養されていない方で 3 親等内の血族または姻族の方
- (2) 内縁関係の場合、申込書配布期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み
 - イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。

※おおむね 60 歳以上とは、申込書配布期間に 57 歳以上の方。

4 所得が定められた基準内であること

入居する方全員の年間所得金額が、所得基準表の範囲内であること。

☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者 1 人につき 38 万円ずつ加算してください。

5 住宅に困っていること

(1) 入居する方に、住宅または土地の所有者がいる場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含みます。) ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みことができます。

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、都営住宅入居後 2 か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本(滅失登記)を提出できること。

→ 資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなること。(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)

→ 資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2) 現にシルバーピアに入居している方は申込みできません。

6 入居する方が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。